平成２９年（フ）第２５５号
大阪府阪南市緑ヶ丘１丁目７番16号
債務者　坂本　吉彦（旧姓直理）
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２５７号
大阪府阪南市尾崎町６丁目２番７―206号
債務者　渡邉　寛明
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２５８号
大阪府和泉市小田町２丁目13番25号
債務者　西口　勇人
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
大阪府泉大津市なぎさ町２番７―805号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡北３丁目５番10―203号
債務者　堀之内美津代（旧姓青柳）
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２６１号
大阪府岸和田市大町４丁目11番14―202号
債務者　村上　　彩（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
山形市大野目１丁目11番19号
債務者　堀　　雅彦
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６４号
山形県寒河江市大字白岩178番地
債務者　後藤　郁子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７７号
山形県上山市松山３丁目２番30号
債務者　竹田　悦子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５０１号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番26―304号　駅前プラザ
債務者　後藤　雅子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５６０号
埼玉県加須市鴻茎2135番地１　フェアリー202
債務者　山中　和馬
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
愛知県知立市谷田町本林１丁目12番地18　シャルム401号
債務者　角田　龍厚
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
愛知県豊田市市木町５丁目８番地１　レイクヒルズ201号、前住所愛知県豊田市百々町８丁目74番地２
債務者　大竹由起子（旧姓成本）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５６９号
さいたま市西区大字内野本郷385番地１　エーデルハイムＥ202
債務者　石田隆太朗
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５８７号
埼玉県上尾市大字上尾村1269番地１　向原宿舎５―108
債務者　濱田　綾子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７４４号
埼玉県新座市栄２丁目４番28号
債務者　福田　藤夫
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３２４号
埼玉県草加市谷塚仲町173番地２　第２池戸ハイツ201号
債務者　山田賀津雄
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
埼玉県秩父市中村町３丁目21番６号　アサヒＫＩハイツＢ―１
債務者　加藤　勝則
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係